地域包括支援センター・在宅介護支援センター 電話番号・所在地・担当住所一覧

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、市内14か所に地域包括支援センター、その協働機関として市内15か所に在宅介護支援センターを設置し、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々なご相談をお受けしております。お困りのこと等がありましたら、お気軽にご利用ください。

中部圏域	**中部地域包括支援センター**　☎047-423-2551　北本町1-16-55保健福祉センター 1階	
	夏見在宅介護支援センター ☎047-460-1203　米ケ崎町691-1特別養護老人ホームさわやか苑内	夏見、夏見町、夏見台、米ケ崎町
	高根・金杉在宅介護支援センター ☎047-406-8765　金杉町141-2 船橋健恒会ケアセンター内	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台
	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター ☎047-404-7061　芝山1-39-7 フォンテーヌ芝山104	芝山、新高根、高根台7丁目
	高根台在宅介護支援センター ☎047-774-0412　高根台2-11-1 千葉徳洲会病院内	高根台（7丁目除く）
東部圏域	**東部地域包括支援センター**　☎047-490-4171　薬円台5-31-1 社会福祉会館3階	
	二宮・飯山満在宅介護支援センター ☎047-461-9993　飯山満町2-519-3船橋市ケア・リハビリセンター内	二宮、飯山満町、滝台町、滝台
	薬円台在宅介護支援センター ☎047-402-2713　薬円台5-6-1 ますがたビル102	薬円台、薬園台町、七林町
	前原地域包括支援センター ☎047-403-3201　前原西2-29-10 青空ビル1階	前原東、前原西、中野木
	三山・田喜野井地域包括支援センター ☎047-403-5155　三山6-41-24 田屋ビル103	三山、田喜野井、習志野
	習志野台地域包括支援センター ☎047-462-0002　習志野台2-71-15 ACEビル202	習志野台、西習志野
西部圏域	**西部地域包括支援センター**　☎047-302-2628　本郷町457-1 西部消防保健センター 4階	
	葛飾在宅介護支援センター ☎047-410-0072　西船2-21-12船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山
	中山在宅介護支援センター ☎047-302-3212　二子町492-26-102	二子町、本中山
	塚田地域包括支援センター ☎047-404-7221　前貝塚町565-11 塚田プラザ304	行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町、旭町
	法典地域包括支援センター ☎047-430-4140　馬込西1-2-10 寿ビルA101	丸山、上山町、馬込西、馬込町、藤原
南部圏域	**南部地域包括支援センター**　☎047-436-2883　湊町2-10-25 市役所3階	
	湊町在宅介護支援センター ☎047-409-1270　湊町2-11-3 AS湊町ビル402	本町3丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町
	海神在宅介護支援センター ☎047-410-1230　海神6-7-5-102	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神
	宮本・本町地域包括支援センター ☎047-401-0341　宮本4-19-12 ヨモギダビル203	宮本、市場、東船橋、東町、駿河台
	本町在宅介護支援センター ☎047-422-9800　本町7-15-19-103	本町（3丁目除く）
北部圏域	**北部地域包括支援センター**　☎047-440-7935　三咲7-24-1 北部福祉会館1階	
	三咲在宅介護支援センター ☎047-460-9300　三咲4-1-11-104	三咲町、三咲、南三咲
	松が丘在宅介護支援センター ☎047-461-3465　松が丘1-33-4ひばりの丘デイサービスセンター内	松が丘
	大穴在宅介護支援センター ☎047-400-2355　大穴北7-22-1 老人保健施設千葉徳洲苑内	大穴町、大穴南、大穴北
	二和・八木が谷地域包括支援センター ☎047-448-7115　二和東6-17-39	二和東、二和西
	八木が谷在宅介護支援センター ☎047-448-6300　咲が丘3-11-4	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
	豊富・坪井地域包括支援センター ☎047-457-3331　神保町117-8	古和釜町、小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町
	坪井在宅介護支援センター ☎047-469-1100　坪井西2-1-9	坪井東、坪井西、坪井町

VEGETABLE OIL INK この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。

無断転載・複製禁止 ©（株）現代けんこう出版

最近、なんだか生活に不安がある…

高齢者の総合相談窓口

高齢の家族のこと相談したいなぁ

地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターへご相談ください！

センターのスタッフ

地域包括支援センター・在宅介護支援センターのスタッフは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーを中心に構成されています。それぞれの専門性を活かしながら連携して皆さんを支えます。

地域包括支援センター・在宅介護支援センターは高齢者のための総合相談窓口です

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるための相談窓口です。

専門知識を持ったスタッフが連携し、必要な機関と協力・調整して、問題解決のお手伝いをします。

令和5年7月

船　橋　市

さまざまなご相談に対応します

総合相談支援業務

介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな相談をお受けします。
（➡詳しくは、４・５ページを参照）

【例えばこんなとき】

- ●最近足腰が弱くなり、今後の生活が不安
- ●最近物忘れがひどく、金銭管理が不安
- ●ひとりで暮らしている父親のことで相談したい
- ●近所の高齢者の様子が心配　等

専門職による対応のほか、適切なサービスへの橋渡しをします。

みなさんの権利と尊厳を守ります

権利擁護業務

高齢者虐待の防止・早期発見に向けた取り組みや虐待への対応、成年後見制度についての相談対応等を行っています。
（➡詳しくは、６・７ページを参照）

【こんなときにはご連絡ください】

- ●高齢者虐待が疑われる状況に気づいた
- ●虐待にあっている
- ●財産管理が不安になってきたので相談したい　等

高齢者虐待の防止・早期発見

本人や家族等から虐待に関する相談をお受けします。関係機関と協力しながら、高齢者虐待の防止、早期発見・対応に努めます。

成年後見制度についての相談対応や消費者被害等の防止

認知症などにより、適切な判断が難しくなった方が、そのことによって不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりしないように、成年後見制度などの情報提供や相談に応じます。

また、高齢者が消費者被害等にあわないよう、消費者被害についての正しい知識の普及啓発や相談への対応、必要なサービスや制度への橋渡しを行います。さらに、消費者被害にあってしまった場合においても、被害回復に向けて消費生活センターと協働するほか、再発防止に向けた対応を行います。

センターの主な役割

暮らしやすい地域づくりへの取り組み

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域のケアマネジャーへの支援や住みやすい地域づくりのためのネットワークづくりを行っています。
（➡詳しくは、７ページを参照）

ケアマネジャーへの支援

皆さんに質の高いサービスを提供できるよう、地域のケアマネジャーへの支援・指導を行います。

ネットワークづくり・地域づくり

皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域ケア会議等を通じて、町会・自治会や民生委員協議会、地区社会福祉協議会、医療機関、介護事業者等とのネットワークづくりを進めています。

自立した生活を送る支援をします

介護予防ケアマネジメント業務

要介護認定で要支援１・２と認定された方や基本チェックリストで事業対象者（要支援相当）と判定された方が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを作成し支援します。

ア. 介護認定で要支援１・２の認定を受けた方

ケアプランに基づき、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

イ. 基本チェックリストで生活機能に低下がみられた方（事業対象者）

ケアプランに基づき、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※上記ア・イは、地域包括支援センターまたは委託先の居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成し支援します。
※基本チェックリストの実施は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターで受付しています。

ウ. 自立した生活を送るための支援

介護が必要にならないようにするための「介護予防教室（一般介護予防事業）」などに参加できます。

さまざまなご相談に対応します

総合相談支援業務

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々なご相談をお受けしています。

こんなことで困ったら…

「最近足腰が弱くなり、今後の生活が不安です。」

お身体の状態や生活状況に合わせて、介護予防につながる事業やサービス、地域の活動等をご案内いたします。

市では、介護予防の取り組みとして、シルバーリハビリ体操教室や公園を活用した健康づくり事業などを実施しています。

「最近物忘れがひどく、お金の管理に自信がなくなってきました。」

判断能力が衰えた場合に備えて、成年後見制度を利用して後見人を選んでおくことができます。地域包括支援センターでは、成年後見制度に関する情報提供やご相談をお受けしています。

「近所の1人暮らしの高齢者が、最近顔を見かけなくなったので心配です。」

高齢者宅を訪問して様子を確認し、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めます。

「親の介護が大変で、つい感情的になってしまいます。」

介護負担やストレス軽減のためのサービスや事業についての情報提供や橋渡し、アドバイスをいたします。

このほかにも、高齢者に関する困りごとや悩みなど、お気軽にご相談ください。

地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターへご相談ください!

まずは地域包括支援センターか在宅介護支援センターに相談しよう!

専門知識を持ったスタッフが、必要な機関と協力・調整して、問題解決のお手伝いをします。地域包括支援センター及び在宅介護支援センターは、安心生活のためのコーディネーターです。

地域包括支援センターと在宅介護支援センターって何が違うの?

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職がチームとなり、地域で暮らす高齢者のみなさんを支えます。

連携

在宅介護支援センター

地域の身近な相談窓口として、地域包括支援センターと連携して、地域で暮らす高齢者のみなさんを支えます。

[地域包括支援センターの協働機関]

みなさんの権利と尊厳を守ります

権利擁護業務

高齢者虐待の防止・早期発見

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、高齢者虐待の防止、早期発見・対応に努めています。虐待が疑われる場合は、状況の確認をし、高齢者と家族の両方を支援します。また、緊急時には、必要に応じて老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して高齢者の皆さんを守ります。

高齢者虐待の背景

高齢者虐待は、特別な人や特別な環境によってのみ発生するものではありません。高齢者虐待の背景にあるさまざまな要因を見ると、誰もが直面する可能性のある身近な問題であることがわかります。

虐待する側の要因として、「介護疲れ・介護ストレス」があります。先が見えないのが介護の難しいところで、頑張る人ほど一人で負担を抱え込んでしまい、心身ともに疲れ果ててしまう傾向にあります。特に介護が長期化している場合は、周囲の配慮が必要です。

高齢者の側の要因の一つとして、認知症による言動の混乱があります。実態として、家庭内で起きる高齢者虐待の6割以上が認知症に関係するケースであり、認知症の人とその家族への支援が、虐待防止のうえで重要となっています。

地域ぐるみで高齢者虐待を防ぎましょう！ 地域での“気づき”が早期発見に

高齢者やその介護者が孤立しないよう、まずはできることから行動し、地域で温かく見守り、支え合うことが大切です。

■日常的な声かけ

地域の高齢者への日常的な「声かけ」が、高齢者の孤立を防ぎます。元気がないときには、率先して声をかけましょう。

■いろいろなサービスを利用する

介護サービスや福祉サービスなどを上手に利用すれば、介護負担を減らすことができます。

■近所の見守り

夜になっても電気が点かない、新聞が何日もたまっているなど、家庭に不審な様子がないか、地域での見守りが虐待の防止につながります。

■相談をすすめる

介護を負担に感じている人に対しては、まずその気持ちを理解し、ねぎらうことが大切です。また、必要に応じて地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターへの相談をすすめましょう。

「ちょっとした異変（サイン）」を感じたら 地域包括支援センターまたは 在宅介護支援センターにご連絡ください！

- 身体に不自然な傷やあざがあり、その説明のつじつまが合わない
- 服が汚れていたり、異臭がしたりする
- 「家にいたくない」などの訴えがある
- 強い無力感、あきらめ、投げやりな態度が見られる
- 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない
- 家族が介護でとても疲れている様子で、高齢者の悪口を言っている
- 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる　など

通報の秘密は守られますのでご安心ください。

＊「高齢者虐待防止法」により、高齢者虐待の発見をしたときは市へ通報することが求められています。

成年後見制度についての相談対応

認知症などによって認知機能が低下しても、その方に不利益が生じないように、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが支援します。

お金の管理や契約に関する不安がある時、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度を利用できます。

地域包括支援センターでは、成年後見制度の相談をお受けするほか、特に支援が必要な場合は、市と連携して申立てなどの手続きをします。

また、高齢者の皆さんにとって適切な成年後見人を選任できるよう、お手伝いします。

暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャーへの支援

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでは、ケアマネジャーからの相談に応じたり、必要に応じて同行訪問したりするほか、ケアマネジャー向けの研修会や交流会などを開催することを通じて、高齢者への質の高いサービスが提供されるよう支援しています。

「地域ケア会議」の開催

船橋市では、地区コミュニティ（24地区）単位に「地域ケア会議」を設置しています。

地域ケア会議は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが事務局を担い、町会・自治会代表者や民生委員協議会代表者、地区社会福祉協議会代表者などの『地域関係者』に加え、医療関係者や介護サービス事業関係者などの『専門職』により構成されています。
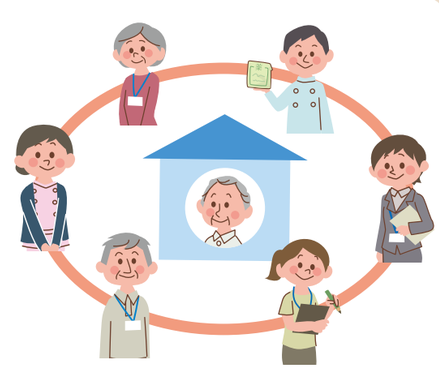
各地区では、年に4～6回会議を開催し、高齢者を支えていくうえでの地域課題について話し合い、解決するための取り組みについて検討しています。